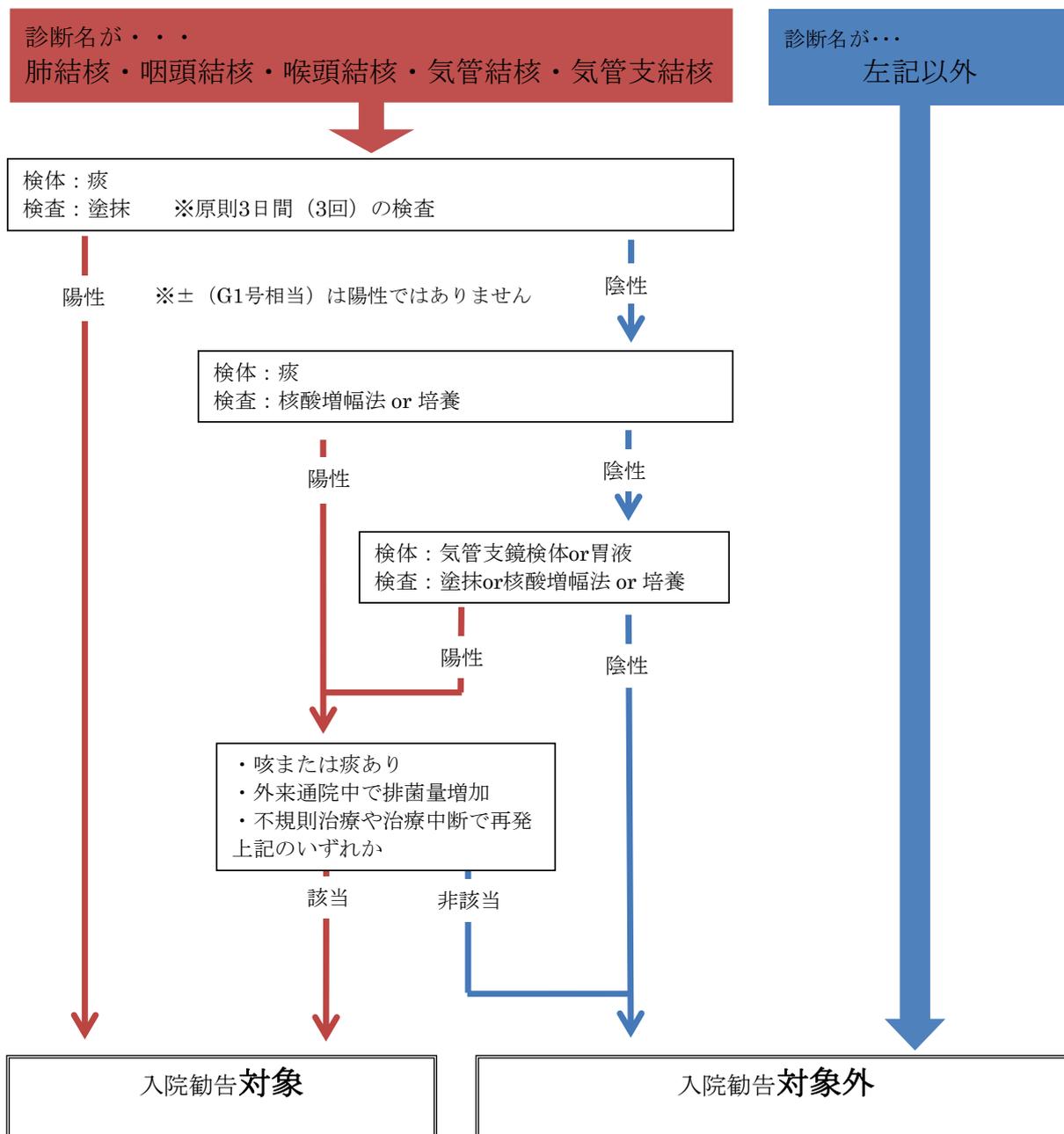


入院勧告についての判断基準

感染症法第19条、第20条に基づき、都道府県知事は、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院させるべきことを勧告することができる。



注) 塗抹：抗酸菌塗抹検査
培養：抗酸菌培養検査
核酸増幅法：PCR等

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取り扱いについて
厚生労働省健康局結核感染症課長、【平成26年1月29日一部改正後全文】健感発第0907001号 平成19年9月7日